

(趣旨)

第1条 この規則は、西脇市上下水道事業審議会条例（平成21年条例第6号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、西脇市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。

(会議の傍聴の手続等)

第3条 会議の傍聴をしようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人名簿に記入しなければならない。

2 傍聴人の定員は、10人とする。

3 傍聴人は発言権を有しない。

4 会長が、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認めた者の、傍聴は認めない。

(会議録)

第4条 会長は、上下水道部職員に会議録を調製させ、次の事項を記載しなければならない。

(1) 審議会の会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 説明のため出席した者の職氏名

(4) 会議に付した案件

(5) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録は、磁気テープ又は磁気ディスクによる保存とし、要点のみ記録し、会議録とする。

3 会議録に署名する委員は、会長並びに2人の委員とし、会長がその都度指名する。

4 会議録は、次の事項を除いて公開とする。

(1) 発言した委員の氏名

(2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると会長が認める事項

(3) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

5 会議録の公開は、市ホームページで行う。

6 第4条第2項の規定に関わらず、会長が必要と認めたときは詳細な会議録を作成することができる。

附 則

この規則は、平成21年7月23日から施行する。